

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 2 8 年熊本地震に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて（周知）

平成 28 年熊本地震による被災者・被災施設等に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて、下記のとおり周知しますので、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、詳細については、追って実施要綱等でお示しする予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 被災市町村に所在する特定教育・保育施設等に係る取扱いについて

平成 28 年熊本地震について、災害救助法が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）において、①教育・保育の提供が困難となった特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）、又は②教育・保育の提供を行っているものの、被災・避難により在籍はしているが通所等ができない状態にある子どもが存在する特定教育・保育施設等に関しては、法人又は施設と職員との雇用契約が継続しており、法人又は施設の職員の職務として、仮設の教育・保育施設等での教育・保育、他の教育・保育施設等への派遣等、何らかの教育・保育等に係る業務に従事している場合には、特例として、「各月初日の利用子ども数[※]」に応じて公定価格を算定し、施設型給付を支給すること。

※「各月初日の利用子ども数」とは、各月初日の在籍子ども数を指す。

被災市町村は、個々の実情に応じて、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 214 号）第 24 条等に基づく利用者負担の免除を適切に行っていただきたいこと。

2. 被災市町村からの避難者が避難先市町村において利用する教育・保育施設等に係る取扱いについて

被災市町村の居住者で、被災により避難した者等（以下「避難者等」という。）が、これまで利用していた特定教育・保育施設等に在籍したまま、一時的に別の教育・保育施設等（以下「避難先施設等」という。）を利用する場合、当該避難先施設等の利用については、「一時預かり事業」の枠組を活用して、各避難者等について通常の特定教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、「一時預かり事業」に係る実施要件・交付基準額について特例を設けること（公定価格相当額を利用開始時に遡って支援する予定）。

なお、避難先施設等においては、避難者等から利用者負担は徴収しないこと。

3. 留意事項

上記1. 及び2. の取扱いにあたっては、避難者等が避難元市町村により支給認定を受けた状態を継続していることが前提となること、避難先市町村が新たに支給認定を行った場合、避難元市町村における支給認定が取り消され、上記の取扱いが適用できなくなるので、ご留意の上、市町村間で適切に調整を図っていただきたいこと（仮に、避難先市町村で既に支給認定を受けているような場合は、遡及して取り消すなどの対応をご検討いただきたい）。

(以上)

【連絡先】

内閣府 子ども・子育て本部

文部科学省 初等中等教育局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

参事官（子ども・子育て支援担当）付

幼児教育課

保育課

TEL: 03-5253-2111（代表）内線 38347

TEL: 03-6734-4111（代表）内線 3139

TEL: 03-5253-1111（代表）内線 7962

FAX: 03-3581-2808

FAX: 03-6734-3736

FAX: 03-3595-2674